

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準に基づく指導
関連する 他局の名称	都市計画局、水道局
概要	ビル等の地下に設置された排水設備内で腐敗した汚水が排出される際に発生する悪臭を防止するため、ビル等の所有者・管理者に対し、排水設備の構造、維持管理について指導をおこなっています。
根拠となる要綱等	大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準
行政指導指針	<p>具体的な内容は次のとおりです。</p> <p>（１）排水設備の構造について</p> <p>①排水ポンプの稼動時間を短くして、排水槽内での汚水の滞留による腐敗の進行を防止すること</p> <p>②排水槽の底に吸い込みピットを設けること。</p> <p>③排水槽の底の勾配を、吸い込みピットに向かって1/15以上1/10以下とするなど、内部の保守点検を容易かつ安全に行なう事ができる構造にすること。</p> <p>④通気のための装置以外の部分から、臭気が漏れないようにすること。</p> <p>（２）維持管理について</p> <p>①排水槽の底に傾斜をつける等の改造を行うか、ばっき装置を取り付けて底部に汚物が滞留しないように勤めること。</p> <p>②排水に関する設備の掃除は、6ヶ月に1回以上行うこと。</p>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207412.html">http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207412.html</a>
備考	